

中央公民館が利用できなくなります

中央公民館は、施設の耐震化対応のため10月1日(水)から利用を停止します。
 〇中央公民館(☎73・0606)

学校の節電閉鎖のお知らせ

市立学校園では、今夏の節電対策として、8月10日(日)～17日(日)のうち一部について学校園を閉鎖し、電力消費量の削減を図ります。この間は、教職員は不在となります。閉鎖日などは、各学校園または教育委員会教育企画課へ。
 〇同課(☎77・2015)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は現況届の提出

**国民健康保険税 第2期分
市・県民税 第2期分**

納期限は9月1日(月)

金融機関、コンビニエンスストア、市役所、各SC・雲雀丘SS(他のSSでは納付できません)で納めてください。納税には、便利な口座振替をご利用ください。

市税収納課(☎77・2052)

が必要です。8月中旬に子育て支援課で手続きしてください。

※児童扶養手当は、離婚・未婚・死別・遺棄などの理由で父または母と生計を共にできないひとり親家庭や、生計を共にしている父または母に重度の障害がある家庭などを対象に、児童を養育している父母などに支給されます。

特別児童扶養手当は、精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を養育している家庭などを対象に、児童の父母などに支給されます。

ただし、いずれも所得制限などの条件があります。

〇同課(☎77・2196)

個人事業税(真税)第1期分の納期限は9月1日です

個人事業税の納期は9月と12月の年2回です。第1期分は9月1日(月)までに金融機関などで納めてください。口座振替制度での納付もできます。

〇伊丹県税事務所課税第1課(☎072・7859417)

老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、65歳前に繰り上げで減額された年金を受けることができます。ただし、支給を繰り上げた場合、

阪神地区シェイクアウト訓練に参加しましょう

8月31日(日)に芦屋市で、阪神7市1町が参加して南海トラフ巨大地震を想定した兵庫県合同防災訓練が実施されます。市では、訓練開始の10時に安心メールで合図を行いますので、皆さんもご自宅などで安全行動(シェイクアウト訓練(※))を取ってください。安心メール未登録の参加者は、登録をお願いします。

※シェイクアウト訓練とは

地震災害発生時にとっても重要で、シンプルな「安全行動1-2-3」を取る訓練です。その行動は、「①ドロップ(姿勢を低く)」「②カバー(体・頭を守って)」「③ホールドオン(揺れが収まるまでじっとして)」で、小さな子どもから大人まで誰でもできる基本的な安全行動として知られています。

総合防災課(☎77・2078)

夏祭りなどで火気を扱う露店等は消火器設置と届け出を

生涯に渡り減額された年金を受けること、障害基礎年金を請求できなくなるなどがありますので、注意してください。

また、66歳以降に老齢基礎年金を受け始める繰り下げの場合は、年金額が増額されます。

〇西宮年金事務所(☎0798・33・2944)

昨年8月15日に京都府福知山市で発生した福知山花火大会の火災を踏まえ、消防法施行令が改正されました。これに伴い、宝塚市火災予防条例の一部を改正し、祭礼、縁日、花火大会等多数

安心メール

総合防災課(☎77・2078)

安心メールに登録すると、気象警報や防犯情報などを受信することができます。

①takarazuka@bosai.netへ空メールを送信。

②しばらくすると、情報メール登録用URLを記載したメールが届きますので、ガイダンスに従って登録してください。



※メールフィルター設定をしていると安心メールが届かない場合があります。

英語・韓国・朝鮮語・ベトナム語・中国語・ポルトガル語でも配信

の人が集まるイベントで火気器具を使用する際には、消火器の設置と露店等
の開設の届け出が必要となりました。
問 消防本部予防課(☎73・1953)

平成26年度地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業対象団体の募集

兵庫県では、地域特性を生かした地域主導の再生可能エネルギーの導入を促進することを目的として、自治会やマンション等管理組合、NPO法人などの団体のうち、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して新たに発電設備を設置する際、設備導入に必要な経費の一部を無利子貸付(上限1千万円)する事業の募集を行っています。なお、貸し付けは県が設置する審査会において採択された団体に対して行います。その他、応募の方法など詳しくは兵庫県温暖化対策課までお問い合わせください。

募集期間 〓 9月30日(火)まで。
問 同課(☎078・362・3273)

勤労市民センターおよび末広駐車場の指定管理者を募集

指定管理予定期間 〓 平成27(2015)年4月1日から平成29(2017)年3月31日まで

〓 市が定める基準を満たす法人など(個人は不可)。

〓 8月6日(水)から商工勤務課で配布する申請書および必要書類を、9月

16日(火)〜18日(木)に同課へ持参してください。

※公募説明会を8月22日(金)14時から勤労市民センターで開催します。申し込みを予定している事業者は必ず出席してください。同説明会への参加希望者は、21日(木)17時までに電話で同課へ。
問 同課(☎77・2071)

窓口対応アンケートを実施します

市では、市民の皆さんによりよい窓口サービスを提供するために、8月1日(金)から窓口対応アンケートを実施します。

アンケートでは、案内表示の分かりやすさ、職員の身だしなみ、職員の言葉づかいや態度などの窓口環境や接遇態度などについて、市民の皆さんに「良い」から「悪い」までの5段階で評価をお願いします。

回収したアンケートは、集計・分析し、その結果を窓口サービスの質の向上に役立てていきます。

設置場所は、市役所内の窓口サービス課はか1階・G階の9箇所と各SC・SSです。

問 同課(☎77・2050)

全国消費実態調査を実施します

本年9月から11月にかけて、統計法に基づき総務省による全国消費実態調査が実施されます。同調査は5年ごとに家計の実態を把握するために行われ、調査結果は国の経済・社会施策な

どの基礎資料として利用されます。調査対象となる世帯には調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。なお、調査により集められた個人情報統計法により保護されます。

問 市民相談課(☎77・2118)

住宅リフォーム補助金を活用してください(2次募集)

市民が市内の施工業者を利用して住居などの修繕・補修などの工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。
補助内容 〓 20万円以上の工事に対し補助率10%、上限10万円(交付決定後に契約を行う工事が対象)。

希望する人は、往復はがきに〒住所・氏名(返信用にも)、電話番号、予定工事日程、住宅の所有者を書いて、〒665-8665(住所不要)「市役所商工勤務課」へ郵送。9月8日(月)消印有効。若干名。応募者多数の場合は抽選。
問 同課(☎77・2011)

盆供養に伴う臨時ごみについて

収集 〓 自治会を通じて申し込みがあった地域を対象に、8月18日(月)に実施します。収集を希望する地域の自治会長は、13日(水)までに

クリーンセンター業務課へ申し込んでください。

持ち込み 〓 16日(土)8時〜15時15分にクリーンセンター



意見募集

パブリックコメント(意見公募)

宝塚市いじめ防止等に関する条例(案)及び宝塚市いじめ防止基本方針(案)

〓 同条例と同方針の策定に向けて実施したパブリックコメントで寄せられた意見と、それに対する市の考え方を公表。いずれも期間は、8月1日(金)〜9月1日(月)。資料は、教育委員会学校教育課および市民相談課、各SC・SSなどで配布。市HPにも掲載。問 教育委員会学校教育課(☎77・2028)

公募委員を募集

宝塚市立勤労市民センターおよび末広駐車場の指定管理者選定委員会公募委員 〓 市内に1年以上在住する20歳以上の人(本市市議会議員・職員、審議会などの委員は除く)。1人。報酬は市の規定により支給。問 商工勤務課、勤労市民センター、各SC・SSなどで配布する申込書に「勤労市民センターに求められるもの」をテーマにした小論文(800字程度)を添えて、〒665-8665(住所不要)「市役所商工勤務課」へ郵送または持参。8月22日(金)必着。問 同課(☎77・2071)

縦覧

宝塚市武庫川町土地区画整理事業事業計画変更の縦覧 〓 8月5日(火)〜18日(月)の市役所執務時間内に市街地整備課で縦覧。問 同課(☎77・2090)

へ直接持ち込むことができます(予約不要)。

■ごみの収集⇨同センター業務課(☎87・7883)、持ち込み⇨同センター管理課(☎87・4844)

ため池などでの水難事故に注意しましょう

ため池や水路などの農業水利施設の周りは、危険な箇所がたくさんあります。夏休みは子どもの水難事故が多発します。管理者は危険な箇所に看板などを設置し、注意を呼び掛けましょう。また、子どもは危険な箇所には近づかないようにしましょう。

■北部整備課(☎91・0843)

武庫川河川敷でのバーベキューを禁止しています

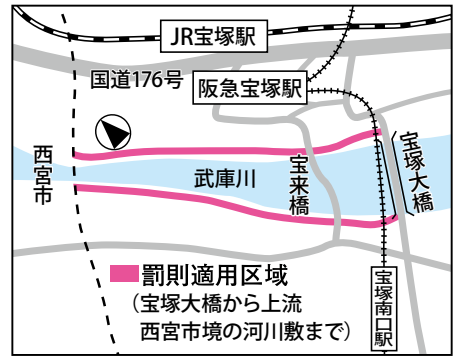
市が管理する公園、河川敷では火気を使った行為は禁止です。バーベキューは、スポーツセンター横にあるバーベキュー施設(有料)を利用してください。■バーベキュー施設についてはスポーツセンター(☎87・5911)、その他は公園緑地課(☎77・2021)

公共の場所での夜間の花火を禁止しています

市は、22時から翌朝6時までの間、市内の公園や河川敷など公共の場所で爆発音の出る花火や打ち上げ花火の使用を禁止しています。また、罰則の適用がある夜間花火禁止区域(下図)を指定していますので、ご協力をお願いします。

ます。

■生活環境課(☎77・2074)



ペットには責任を持って接しましょう

近年、犬や猫をはじめ、さまざまな種類の動物がペットとして飼われることが多くなり、排泄物の後始末や鳴き声に関する相談が増加しています。県の条例では、近隣に迷惑を及ぼすに適切に飼養することを責務とする規定や、ふんを放置すると罰金を科すなどの規定もあります。可愛がっている動物が無意識のうちに他人に迷惑をかけて嫌われてしまうことがないように、飼い主としての義務やマナー、ペットの習性を正しく理解し、周囲への配慮を忘れず責任を持って接しましょう。また、愛護動物の遺棄・虐待は犯罪です。命ある動物を遺棄したり、みだりに虐待することのないようにしましょう。▽ペットを飼う上で気をつけたいこと

だまされないで！ インターネットの不当請求に注意しましょう

【事例1】インターネットの動画を見ていて無料のアダルトサイトに入った。「18歳以上ですか」の質問に「はい」と答えると「登録完了」という画面が出た。驚いて画面にあった番号に電話をしたら、3日以内に9万9千円を払うよう請求された。

【事例3】パソコンに「利用料金を延滞しているため起訴準備期間に入った。連絡がない場合は裁判所から呼び出し状が発行される。和解の相談に応じるので至急連絡ください」というメールが届いたが、心当たりがない。

▼事例1は「ワンクリック請求」という不当請求です。「はい」のボタンをクリックしただけでは契約は成立しません。慌てて画面に書いてある業者に電話をしてはいけません。業者の不当な請求に惑わされないようにしましょう。被害に遭わないためにも無視をしましょう。

▼事例2・3は架空請求メールです。慌てて業者に連絡すると高額な請求をされたり、氏名、住所、電話番号を聞き出されて個人情報を知られてしまいます。利用した覚えがない場合には、業者に連絡を取ってはいけません。被害に遭わないように無視をしましょう。根拠のない請求には絶対に応じてはいけません。

不審なメールが届いて不安な場合は、すぐに当センターに相談しましょう。

くらしの情報

【事例2】携帯電話に「料金が未払いになっていますので至急連絡ください。放置すると身元調査や訴訟をする」というメールが届いたが、調査社から届いたが、覚えがない。

暮らしに関する質問や相談は消費生活センター(☎81・0999)、消費者ホットライン(☎0570・064・370)へ。



「がんを知る展」を開催

市は7月23日、がん検診受診率の向上と、がんに対する啓発のための協定を、池田泉州銀行およびアフラックと締結しました。その取り組みの一つとして、8月15日(金)まで市内の池田泉州銀行7支店において「がんを知る展」を開催しています。

各支店での開催日程など、詳しくは池田泉州銀行へ。市ホームページでも確認できます。

健康センター (☎ 86・0056)

- ・散歩時には、排泄されたふんを持ち帰ることは当然のことですが、尿の臭いに困っている人も多くいます。普段ペットがおしっこをしている場所についても、水で流すなどその付近の住民の迷惑にならないように気をつけてください。
- ・公園や道路など公共の場所では、動物が苦手な人がいたり、思わぬ事故を引き起こす危険や交通事故に遭う危険もありますので、その周辺の場所も含め、鎖等につないで散歩をするようにしましょう。
- ・猫は伝染病の感染や事故等に遭う危険がありますので、できるだけ家の中で飼うように心がけましょう。

☎生活環境課(☎77・2074)、県動物愛護センター(☎06・6432・4569)

税関が保管している引き揚げ者の通貨・証券などを返還

税関では、終戦当時に引き揚げ者の皆さんから預かり保管した▽上陸港の税関、海運局に預けた通貨、証券など▽外地の終結地で総領事館などに預けた証券などのうち日本に送還されたものを返還しています。

☎06・6481・6196

アイヌの方々からの相談を受け付けます

(財)人権教育啓発推進センターでは、アイヌの皆さんの悩みを受け付けるフリーダイヤルを開設しています。

【相談専用フリーダイヤル】☎0120・771・208 ※来年3月31日(火)まで受け付け。受付時間は月～土曜10時～17時。日曜、祝日、8月10日～17日、年末年始(12月27日～1月4日)は利用不可。

選挙について考えよう

☎03・5777・1802

選挙時だけでなく、日ごろから選挙に興味を持っていただくため、昨年募集した「明るい選挙啓発標語」の入賞作品を紹介していきます。

志村一輝さん

☎77・2032

宝塚すみれ墓苑の使用者を募集

市内・市外どなたでも申し込みできます(随時、先着順で受け付け)。生前墓・改葬も可能で、墓石の建立時期についての制限もありません。

◆使用料 1区画(2㎡から)永代使用料48万2000円から

開苑時間内はいつでも見学できます(年中無休)。

◆開苑時間 3月～10月：8時～17時
11月～2月：9時～16時

◆お盆の臨時墓参バスを運行します

8月13日(水)～15日(金)の3日間

運行ルート「阪急山本駅」⇔「宝塚すみれ墓苑」

停車バス停

墓苑まで 「阪急山本」「宝塚山手台四丁目」「西谷支所前」

墓苑内 「宝塚すみれ墓苑管理事務所前」

「宝塚すみれ墓苑中央」

*「宝塚山手台四丁目」、「西谷支所前」については、往路(阪急山本発)は乗車のみ、復路(宝塚すみれ墓苑中央発)は降車のみ可能です。

便名	阪急山本発	墓苑滞在時間(40分)		阪急山本着
		墓苑着	墓苑発	
午前便	9:30	10:10	10:50	11:30
午後便	13:30	14:10	14:50	15:30

生活環境課(☎ 77・2146)



運賃

- ①阪急山本・宝塚山手台四丁目～宝塚すみれ墓苑管理事務所前・宝塚すみれ墓苑中央
片道 大人 500円
小児 250円
- ②西谷支所前～宝塚すみれ墓苑管理事務所前・宝塚すみれ墓苑中央
片道 大人 200円
小児 100円
- ③宝塚すみれ墓苑管理事務所前～宝塚すみれ墓苑中央
片道 大人 160円
小児 80円

市民と行政が協働で取り組む 職員研修

市民協働推進課 (☎ 77・2051)

協働とは、同じ目的に向かって、互いに責任をもって役割を分担しながら協力して事業を実行することをいいます。この原則に従い、市民と行政が協働で実施しているのが、「協働の指針職員研修会」です。

「すべての施策の実行は市民のために」という観点で、主体的に協働に取り組む市職員を育成しようと、協働の指針に基づく活動に携わった市民の皆さんが行政と協働で取り組み、今年度は年8回研修を開催予定です。協働を進める上で行政職員の意識改革も重要な取り組みの一つです。



職員研修会の様子

※「協働の指針」は、市民協働推進課、各SC・SSのほか、市内の公共施設で配布しています。

【水道水中の放射性物質の検査結果】
兵庫県では「放射性ヨウ素131」、「放

採水場所	系 統	採水月日	
		5月12日	6月2日
すみれが丘	惣川浄水場	0.15	0.15
ゆずり葉台	生瀬浄水場	0.17	0.18
長尾台	川面浄水場	0.27	0.21
安倉中	小浜浄水場	0.30	0.26
東洋町	小林浄水場	0.45	0.42
高司	亀井浄水場	0.30	0.30
中山桜台	小浜・県営多田浄水場	0.17	0.20

単位 = mg/l、厚生労働省の水質基準は 0.8mg/l以下 市北部(西谷地域)は、小浜・県営多田浄水場系統です

水道水フッ素およびその化合物
検査結果

▽宝塚商工会議所青年部—100万円
(障がい者福祉へ)

市への寄付(敬称略)

環境政策課 (☎ 77・2072)

測定場所	地表からの距離	マイクロシーベルト/時
末広中央公園	5cm	0.10
	1m	0.10
長尾小学校	5cm	0.11
	1m	0.11
西谷小学校	5cm	0.11
	1m	0.10
仁川小学校	5cm	0.10
	1m	0.09
逆瀬台小学校	5cm	0.12
	1m	0.10

(測定日: 7月4日)

大気中の放射線量測定結果

放射性セシウム134・137ともを検出されておられません。同調査結果は原子力規制委員会のHPに掲載しています。
閩上下水道局浄水課水質検査室
(☎ 83・6940)

「宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」を制定

考えよう! 広めよう!
「新エネルギー」
シリーズ 18

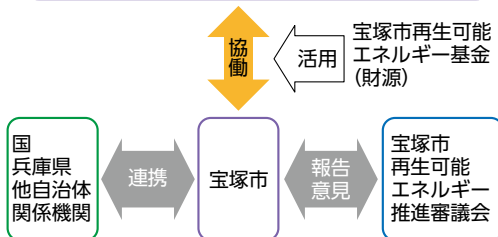
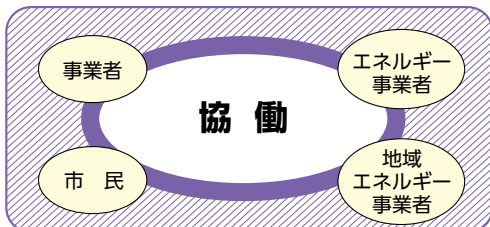
新エネルギー推進課 (☎ 77・2361)

市では、今年6月、太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーによる持続可能なまちづくりを継続して市民や事業者の皆さんと協働で実施していくための「条例」を制定しました。

条例とは?

住民の権利や義務に関することについて市町村や都道府県などの地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決によって制定するものです。

▶各主体が協働するイメージ



条例の目的

再生可能エネルギーを導入推進するための理念を定め、地球温暖化の防止やエネルギーの自立性や安全性の向上により持続可能なまちづくりに寄与することです。

条例のポイント

- 再生可能エネルギーの導入推進のための目的や理念、市民や事業者の役割、市の責務を定義しています。
- 市民や事業者の主体的な取り組み、市民や事業者、NPO、行政などとの協働や連携した取り組みが活発に行われ、地域内で資金や資源が循環し、持続性のある「地域エネルギー事業」がより一層実現していくことを目指しています。

▶協働による地域エネルギー事業の例

「県民まちなみ緑化事業補助金」を活用した自然と共存する太陽光発電所の取り組み

